

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年 月 日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	滝沢市 (03216)
地域名 (地域内農業集落名)	鶯飼地区 (鶯飼)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	192 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	162 ha
② 田の面積	139 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	53 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	… ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	… ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地域の農業者の高齢化、後継者不足に伴い耕作放棄地の増加が懸念されることから、農用地利用改善団体内で計画的な農地利用を図るための話し合いが必要となる。  
 ・地域の範囲が広く、市外の耕作者の入作が多いため、農家同士のきめ細かい連携が難しくなっていることから、農用地利用改善団体を中心に、連携や意見の集約をおこなう必要がある。  
 ・地域ぐるみの中間管理事業の取組により集積が進んだが、今後は集約を進めていくにあたり、担い手が効率的に農地を受けるための情報共有や水路の整備、区画拡大、育苗の体制整備が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域全体として農地中間管理機構を活用し、受け手が営農困難になった場合は、農用地利用改善団体が中心となり、引き受けることができる担い手へマッチングするための話し合いを毎年実施する。  
 ・農地を次世代に引き継ぐため、区画拡大、用排水路整備、農道幅幅など、基盤整備に向けた検討を進めるとともに、地域内の意見集約を行う。  
 ・育苗作業が負担となり水稲作規模拡大の妨げとなっていることから、育苗施設整備や直播栽培技術など、あらゆる視点で検討し、地域内で方向性を協議する。  
 ・耕作不利益地が荒れることを防止するため、湿地に適した作物の検討や緩衝地帯としての活用等について地域内で検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針  
 農地バンクの活用を継続し、担い手へ農地を集積・集約することを基本とする。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	42.1	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の話合いにより、必要な箇所分散錯圃の解消に努め、団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手が働きやすいよう、集約化について農用地利用改善団体内で調整して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
令和4年度下鶴飼地区及び令和6年度上・中鶴飼地区の地域ぐるみの中間管理事業の取組みにより、各地域の農用地の80%以上が農地バンクを活用している。集約化を進めるために農地バンクの継続利用を農用地利用改善団体内で呼びかける。
(3)基盤整備事業への取組
・圃場の区画拡大、農業用水路の改修など、地域内の状況を確認し、基盤整備に向けた対応を検討していく。 ・水路・農道など農業用施設の維持修繕を進めるため、多面的機能支払交付金の取組を継続する。 ・高収益作物等の生産団地形成を視野に入れた基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農者を担い手として育成していくため、市及び農協等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・兼業農家や定年退職後から専業農家となる農業者への支援や非農業者の参画を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
①集落営農法人や水稻生産組合などの受託業務によって農業者の労働負担が軽減するよう、人員の充実と機能強化に向けて既存組織や関係機関が連携して取り組む。 ②農作業受託システムの利用拡大を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域ぐるみの対策の検討
- ②⑨耕畜連携により堆肥の有効活用の増進、農薬・化学肥料の低減栽培の普及に取り組んでいく。
- ③集落営農法人を中心とした補助の活用
- ④JAを通じた輸出用米の取組の継続、拡大を図る。
- ⑤果樹の改植事業の活用
- ⑥もみ殻等の生産副資材を活用した燃料づくりの検討。
- ⑦保全・管理に必要な農地は多面的機能支払交付金を活用して地域ぐるみで維持していく。
- ⑧水稻生産組合と連携した農業用施設の活用。高収益作物等の拠点づくり。
- ⑩特産品のブランド化確立に向けた地理的表示保護制度や商標登録等活用の検討。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	37経営体	農業全般	72.84 ha	ha	農業全般	72.84 ha	ha	別途色分	
認就	1経営体	農業全般	0.52 ha	ha	農業全般	0.52 ha	ha	別途色分	
到達	5経営体	農業全般	7.43 ha	ha	農業全般	7.43 ha	ha	別途色分	
利用者	246経営体	農業全般	110.9 ha	ha	農業全般	110.9 ha	ha	縁取り	
			ha	ha		ha	ha		
計	289経営体		191.7 ha	0 ha		191.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。